

富士市景観計画



目 次

1	景観計画の区域	1
2	景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	3
1)	景観形成の基本目標	3
2)	景観形成の方針	4
3)	景観形成の重点施策	9
4)	景観形成の指針	11
3	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	16
1)	届出対象行為	16
2)	行為の制限	17
4	景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	22
1)	景観重要建造物の指定の方針	22
2)	景観重要樹木の指定の方針	22
5	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	23
1)	屋外広告物の景観誘導に関する基本方針	23
2)	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に 関する行為の制限に関する方針	23
6	景観重要公共施設の整備に関する事項	24
1)	景観重要公共施設の指定に関する方針	24
2)	景観重要公共施設の名称等	24
3)	景観重要公共施設の概要	26
4)	景観重要公共施設の整備に関する方針	30

景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による景観計画を、以下のとおり定める。

本計画は、良好な景観の形成に関するマスタープランである「富士市景観形成基本計画」に即して定め、取組の進捗状況等に応じて、随時、追加等を行うものとする。

1 景観計画の区域

（法第8条第2項第1号関係）

富士市は、北に麗峰富士を仰ぎ、南に駿河湾を望み、東には愛鷹連峰と浮島ヶ原、西には日本三大急流の一つ富士川の清流とその背後の急峻な山地など、特徴ある良好な自然環境に恵まれています。特に富士山については、世界的な遺産にふさわしい景観の適切な保全が強く求められています。

江戸時代以降、交通の要衝として賑わってきた旧東海道沿いには、現在でも一部に当時の面影が残っています。歴史的雰囲気呈する地域の景観については、今後とも継承していくことが大切です。

市の中心部などにおいては、土地区画整理事業や市街地再開発事業が進められ、現在の富士市の顔となる景観が形成されてきました。今後も新富士駅周辺地区などの面的整備をはじめ、市内各所で街路整備や公園整備などの都市基盤整備が予定されています。これらについても、良好な景観の形成に配慮した整備を推進していくことが求められます。

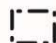

豊富な水資源を有し、交通の便に恵まれた本市には、古くから多くの工場が立地しています。これまでも工場色彩誘導や不用煙突撤去の推進などに取り組んできましたが、良好な景観の形成のためにさらなる取組みの推進が求められています。

また、近年無秩序になりつつある、市中心部の高層建築物や郊外型の商業・娯楽施設などの建築及び屋外広告物の掲出に関しても、適切な誘導が求められています。

このように、本市は、富士山をはじめ、市全域に優れた景観資源を有している一方、景観形成上の課題も市全域に存在しています。

以上をふまえ、市民・事業者・行政が一体となり良好な景観の形成に取り組み、市民の共有財産である、富士山を背景とする美しい富士市の景観を将来に残していくため、富士市全域を景観計画区域とします。

■ 景観計画区域（市全域）

-  行政区域界
-  用途地域界



富士市 最高地点 3,421m
面積 245.02km²



2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第3項関係)

景観計画区域における景観形成の基本目標、景観形成の方針、景観形成の重点施策、景観形成の指針について、以下のとおり定めます。

これらをもとに、市民・事業者・行政が協働で良好な景観の形成に取り組んでいきます。

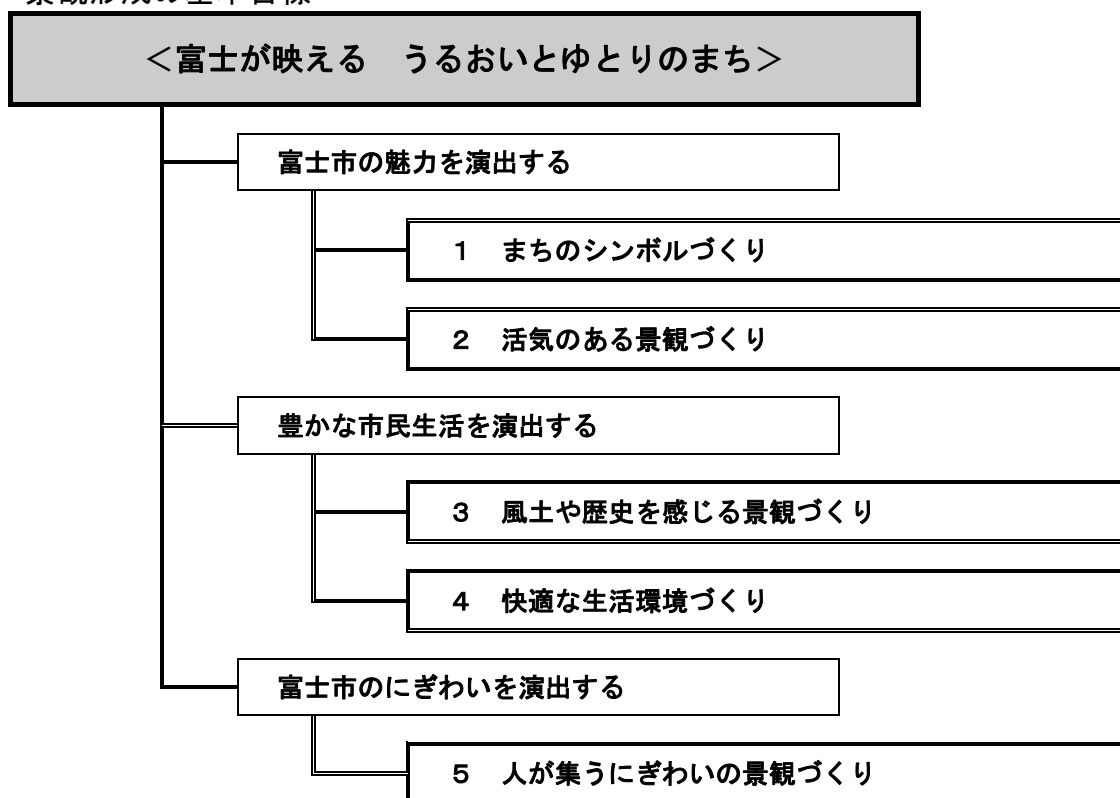
1) 景観形成の基本目標

富士市の景観形成は、**<富士が映える うるおいとゆとりのまち>**を目指します。

富士山の眺望を大切にし、富士山を背景とした魅力的な都市景観を創出し、都市景観の中で富士山が映えるようにしていきます。また、富士山の恵みである湧水や河川の水、森林や里山の緑などのうるおいの感じられる景観を大切にし、広大な裾野に広がる市街地では、ゆとりの感じられるまち並み景観を育てていきます。

施策の展開にあたっては、富士山を中心としたまちのシンボルづくりや富士市の活力の演出など、多くの人への見せ方に配慮し、「富士市の魅力を演出する」景観づくり、きめ細かい配慮により「豊かな市民生活を演出する」景観づくり、まちの魅力スポットにおける「富士市のにぎわいを演出する」景観づくりの3つの観点で、次の5つの方向性について取り組んでいきます。

景観形成の基本目標



2) 景観形成の方針

■ 1 ■ まちのシンボルづくり

富士市の魅力を演出するため、富士山の眺望景観を活かし、まちの顔となる景観や市を象徴する景観について、良好な景観の形成を図ります。

① 富士山の眺望を活かした都市景観の創出

富士山の裾野に広がるまちの立地条件を積極的に景観づくりにも活用し、様々な面で富士山を都市景観の中に取り入れる工夫をしていきます。

- ・ 眺望点での富士山の眺望の確保と活用、
PR
- ・ 富士山を見せる軸づくり
- ・ 市内の富士山景観の保全



② 富士市を代表する市街地景観の形成

富士市と言えはすぐにイメージできるようなまち並み景観を創出するため、市を代表する市街地景観の形成を図ります。

- ・ 市の表玄関景観の形成
- ・ “市の顔” 景観の形成



③ 地域のシンボルとなる公共施設景観の創出

地域の顔となる施設や中心軸となる道路、河川などについて積極的に景観づくりを進め、地域を代表する景観の形成を図ります。

- ・ 中央公園周辺のまち並み景観整備
- ・ シンボル道路の整備
- ・ シンボル河川の整備



■ 2 ■ 活気のある景観づくり

富士市の魅力を演出するため、富士市の特色である多様な産業が集積した工業地や、中心市街地、交通拠点周辺などにおいて、活気のある良好な景観の形成を図ります。

① 工業地景観の向上

工業地が広がる景観は富士市の特徴であり、ここの景観整備を積極的に進め、先進的な工業地景観の創出を目指していきます。

- ・ 工業地や大規模工場の景観整備
- ・ 煙突の撤去や修景
- ・ 道路の緑化の推進



② 商業・業務地景観の向上

楽しく買物ができる商店街の景観づくりや、市の中心に相応しい商業・業務地などの景観づくりを進めていきます。

- ・ 中心商業地の景観整備
- ・ 幹線道路沿道商業地の景観整備



③ 交通拠点や交通施設等の景観の向上

東名富士 I C や、第二東名 I C、田子の浦港など交通拠点となる地区や大規模な交通施設は、単に機能のみを追求するのではなく、デザインや修景などを工夫することによって、うるおいのある景観の創出を目指していきます。

- ・ 高速道路 I C 周辺の景観形成
- ・ 高速道路及び高架幹線道路沿道の景観形成
- ・ 田子の浦港の景観形成
- ・ 人に優しい交通環境の演出



■ 3 ■ 風土や歴史を感じる景観づくり

豊かな市民生活を演出するため、富士山をはじめとする優れた自然や、由緒ある歴史的文化的資産を大切に、富士山麓に伝わる風土や歴史を感じる良好な景観の形成を図ります。

① 自然景観の保全

富士山をはじめとする自然景観は、憩いとやすらぎを与えてくれる大切な資産ですので、美しい市街地の背景として積極的に景観保全を図っていきます。

- ・ 富士山及び愛鷹山麓の緑景観の保全
- ・ 海岸線と緑景観の保全
- ・ 富士川の景観保全と河川敷の公園的活用
- ・ 緑と花の景観の活用
- ・ 岩本山の緑地保全



② 水と親しむ景観の創出

市民の大切な資産である河川や湧水地などの水辺環境について、親水化を積極的に進め、水辺景観の整備を行っていきます。

- ・ 河川の景観整備
- ・ 水辺や湧水地のある住宅地でのうらおいある景観づくり



③ 歴史的景観の保全・継承

富士山や旧東海道に関する旧跡や由緒ある寺社・仏閣などの歴史的景観資源は、地域の個性として積極的に保全・修復を図り、魅力的な景観を次代へ継承していきます。

- ・ 富士山に関連する資産の保全と周辺整備
- ・ 歴史的施設の保全と周辺整備
- ・ 雁堤の保全と活用
- ・ 旧街道筋のまち並み保全



■ 4 ■ 快適な生活環境づくり

豊かな市民生活を演出するため、市民の日常生活における馴染み深い景観を大切にし、快適で親しみのある良好な景観の形成を図ります。

① 緑豊かな居住地景観の形成

うるおいのあるゆったりとした居住地景観の形成のため、住宅地内の緑化の推進や緑地の保全を図ります。

- ・ 緑豊かな住環境の保全・創出



② 富士山に似合うまち並み景観の形成

富士山の山容、市街地を取り囲む山々の稜線、すそ野の起伏・森林などの緑の景観はまちの背景であることから、各地域で、それぞれの背景に調和したまち並み景観を形成していきます。

- ・ 周辺景観に調和したまち並みづくり
- ・ 地域のシンボルとなっている樹木の保全
- ・ 地域のシンボルとなっている建造物の保全



③ 市民に親しまれる公共施設景観の形成

公共公益施設のデザインの質を高め、緑化や修景などにより、魅力的な公共施設景観づくりを進めます。

- ・ 親しみを持てる公共施設の景観づくり
- ・ 公共施設の親水景観づくり
- ・ 緑道網の整備



■ 5 ■ 人が集うにぎわいの景観づくり

富士市のにぎわいを演出するため、市民活動やお祭りなど、人が集う空間の環境や景観を整備し、まちの楽しさやにぎわいを感じる良好な景観の形成を図ります。

① 人が集う空間の確保と活用

人が集うにぎわいを創出するため、まちの拠点や観光スポットには人が集える空間を確保し、また、公共施設のオープンスペースなどは祭りなどのイベントに利用できるようにしていきます。

- ・ オープンスペースの確保と活用



② まちの楽しさやにぎわいの演出

人が集う空間では、市民・来訪者の誰もが富士市のまちの楽しさやにぎわいを感じられるように、美観の維持、修景・演出をしていきます。

- ・ 楽しさやにぎわいの演出
- ・ まちの魅力スポットの美観の維持
- ・ 富士市の景観の特徴を活かした観光交流の推進



3) 景観形成の重点施策

景観形成の基本目標・方針を踏まえ、重点的に取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

①協働による景観形成推進のための制度の導入

市民・事業者の景観形成への取り組みを支援するとともに、景観形成を誘導する施策を担保するために、各種法制度などを積極的に導入します。また、景観形成の進捗状況に応じて、景観計画の追加・充実に努めます。

②富士山麓などの森林・里山の緑地・農地の景観保全

富士・愛鷹山麓、富士川西岸側山地の森林・茶畑・果樹園、市街地近郊の緑地・里山、浮島ヶ原の湿原・農地などの自然・農地景観を保全します。



③富士山の眺望に配慮した景観形成

富士山の眺望が優れ、多くの人が利用する公共的な「眺望点」の修景・環境整備を推進します。



④富士山の恵みの水を活かした景観形成

湧水、河川、用水路など、富士山の恵みの水を活かし、うるおいを感じる景観形成を図るため、水質の向上や水辺景観の保全に努めるとともに、水に親しめる施設整備、施設周辺の建築物等の景観誘導、歩行者ネットワークの整備、良好な環境・景観のPRなどを推進します。



⑤工業地・工場施設の景観形成

活力に満ちた豊かなまちとするため、工業地・工場施設について、緑化、修景、不用煙突の撤去、工場施設の色彩誘導を推進し、良好な景観形成を図ります。



⑥大規模建築物等の景観誘導

一定規模以上の建築物・工作物については、周辺景観と調和する良好な景観を形成するように、色彩を適切に誘導します。

⑦景観重要建造物、景観重要樹木等の景観保全

地域景観の中でシンボルとなっている建造物及び樹木については、所有者・管理者とともに良好な景観の維持、管理のための方策を検討し、景観の保全を図ります。

⑧景観重要公共施設の景観保全・景観形成

地域景観の中でシンボルとなっている公共施設、あるいは景観上重要な地域に立地する公共施設については、管理者とともに良好な景観の形成、維持、管理のための方策を検討し、良好な景観の保全・創出に努めます。

⑨屋外広告物の景観誘導

まち並み景観と調和した屋外広告物の景観形成を図るため、屋外広告物の形態などを適切に誘導します。

⑩景観形成重点地区における景観形成

良好なまち並み景観形成を特に推進する地区は、景観形成重点地区に指定して、緑化、修景、建築物・工作物の景観誘導などを推進します。
景観形成重点地区は、景観地区の指定などを検討します。

4) 景観形成の指針

景観形成の基本目標・方針を踏まえ、良好な景観形成のための指針を次のとおり定めます。

建築物の建築等及び維持管理を行う者は、当該建築物等を指針に適合するよう努めるものとします。

(1) 市全域（工業地・工場施設は（2）に示す）

市全域における、建築物の建築及び工作物の建設に係わる良好な景観形成のための指針は、次のとおりとします。

① 位置

項目		指針内容
配置	眺望	・富士山の眺望を阻害しないような配置に努めること。 (高さの高い通信用鉄塔等の建設地選定の際は、特に配慮すること。)
	基調	・周辺の地形やまち並みなど周辺景観の基調から突出した印象とならないような配置に努めること。
	壁面後退	・道路等公共施設に面する壁面などは後退に努め、修景や広場・歩道状の空間、植栽のための空間を確保するよう努めること。 ・隣地に面する壁面などは後退に努めること。

② 外観

項目		指針内容
形態	建築物の高さ、屋根形状の周辺景観との調和	・高さは、富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しないものとする。 ・屋根形状は、地形やまち並みなど周辺景観の基調と調和するものとする。
	まち並みとの調和	・形態は、まち並みの統一感や連続性を高めるものとするよう努めること。
	商業地における低層部の演出	・商業地内においては、ショーウィンドウの設置やライトアップなどにより、にぎわい景観を創出するよう努めること。
壁面デザイン	周辺景観との調和	・壁面デザインは、周辺景観との調和に配慮するとともに、良好な景観の形成に寄与するよう十分に工夫すること。
	大壁面の抑制	・壁面デザインは、単調な大壁面による威圧感をできる限りなくすこと。

項 目		指針内容
色彩	高彩度色の排除	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の基調色は下記の範囲を使用すること。 (P16《色彩基準解説》参照) <ul style="list-style-type: none"> ① 0 R (≠10R P) ~10R 彩度4以下 ② 0 Y R (≠10R) ~5 Y 彩度6以下 ③ 上記以外の色相 彩度3以下 屋根の基調色は彩度・明度を壁面と同等以下に抑えた色彩とすること。
	周辺景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、壁面などの基調色は、周辺のまち並み景観や自然景観と調和する色彩とすること。
材料	周辺景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> 材料は、周辺景観との調和に配慮し、違和感のないものを使用すること。
	経年変化への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 材料は、外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料の使用に努めること。
付帯設備	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和し、良好な景観の形成に配慮した色彩、形状、意匠、規模とすること。
	屋上に設置する設備、外壁に取り付ける設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設ける設備（給配水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナなど）は、外部から見えにくい場所に設置する、または目隠しなどにより見えないようにするよう努めること。 外壁に取付ける設備や配管は、建築物と一体的な外観とする、または目隠しなどにより見えないようにするよう努めること。
	屋外階段、立体駐車施設など	<ul style="list-style-type: none"> 屋外階段、立体駐車施設などは、建築物と一体的な外観となるよう努めること。

③ 外 構

項 目		指針内容
付属施設・駐車場	建築物や周辺景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場、電気室・機械室、ごみ置き場などは、道路等から見えにくい部分に配置するように努め、見える位置になる場合は、緑化や修景などによる目隠しに努めること。
	景観的演出への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場は、舗装材の選択や周辺の緑化などにより、景観的演出に配慮すること。
外柵や塀、門柱・門扉	建築物との調和	<ul style="list-style-type: none"> 道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和するよう形態や色彩を工夫し、圧迫感のないものとするよう配慮すること。
	生垣	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者空間を魅力ある空間とするため、生垣などによる緑化に配慮すること。
植栽等	既存樹木の保全	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の既存樹木は、極力保全し、修景に活かすよう配慮すること。
	敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内のオープンスペースや建築物の前面などの緑化や花による修景に努め、側面部分でも植栽が可能な箇所については緑化に配慮し、緑豊かな景観の形成に努めること。

(2) 工業地・工場施設

富士市の特徴的な景観である工業地・工場施設を、親しみの持てる良好な景観としていくため、工業地・工場施設における良好な景観形成のための指針を次のとおり定めます。

① 位置

項目		指針内容
配置	眺望	・富士山の眺望を阻害しないような配置に努めること。
	壁面後退	・道路等公共施設に面する壁面などは後退に努め、修景や広場・歩道状の空間、植栽のための空間を確保するよう努めること。 ・隣地に面する壁面などは後退に努めること。

② 外観

項目		指針内容
形態	建築物の高さ、屋根形状の周辺景観との調和	・高さは、富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しないものとする。 ・屋根形状は、富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しないものとする。
	まち並みとの調和	・形態は、周辺まち並みとの調和に努めること。
壁面デザイン	周辺景観との調和	・壁面デザインは、周辺景観との調和に努めること。
	大壁面の抑制	・壁面デザインは、単調な大壁面による威圧感をできる限りなくすこと。
	外壁意匠の周辺との調和	・道路に面する壁面デザインは、良好な都市景観の形成に寄与するよう十分に工夫し、それ以外の面についても建築物の正面と同様に配慮すること。
色彩	高彩度色の排除	・壁面の色彩は下記の範囲を使用すること。 ① 0 R (≠10 R P) ~ 10 R 彩度 4 以下 ② 0 Y R (≠10 R) ~ 5 Y 彩度 6 以下 ③ 上記以外の色相 彩度 3 以下 ・屋根の基調色は彩度・明度を壁面と同等以下に抑えた色彩とすること。
	美観の維持	・外壁などの汚染・退色や、工場設備の腐食・さびなどに対しては、定期的に補修し、美観の維持・景観の向上に努めること。 ・敷地外から見える部分及び鉄道の車窓や富士山百景エリアなどの主要な眺望点から富士山を眺望する際に目に入る施設については、特に配慮すること。
	周辺景観との調和	・屋根、壁面などの基調色は、周辺のまち並み景観や自然景観と調和する色彩とすること。 ・工場地色彩ガイドラインを参考にカラーデザインすること。

項 目		指針内容
材料	経年変化への配慮	・材料は、外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものの使用に努めること。
付帯設備	屋外広告物	・周囲の景観と調和し、良好な景観の形成に配慮した色彩、形状、意匠、規模とすること。
	屋外に設置する設備、外壁に取り付ける設備	・工場設備・建築設備など（給配水管、ダクト、タンクなど）は、施設全体及び周辺との調和を考慮したデザインとするよう努めること。
	屋外階段、立体駐車施設など	・屋外階段、立体駐車施設などは、建築物と一体的な外観となるよう努めること。
煙突、排気塔	不用煙突の撤去	・不用となった煙突は、景観及び防災上の観点から、すみやかに撤去すること。
	富士山眺望景観、周辺景観への配慮	・景観の阻害要因とならないように、腐食・ひび割れ・汚染などに対しては、定期的に補修・塗装を実施すること。 ・赤白塗装（昼間障害標識）の塗り替えの際には、可能であれば中光度白色航空障害灯を設置し、富士山や周辺景観と調和する色彩とするよう努めること。

③ 外 構

項 目		指針内容
付属施設・駐車場	建築物や周辺景観との調和	・駐輪場、電気室・機械室、ごみ置き場などは、道路等から見えにくい部分に配置するように努め、見える位置になる場合は、緑化や修景などによる目隠しに努めること。
	景観的演出への配慮	・駐車場は、舗装材の選択や周辺の緑化などにより、景観的演出に配慮すること。
外柵や塀、門柱・門扉	建築物との調和	・道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和するよう形態や色彩を工夫し、圧迫感のないものとするよう配慮すること。
	美観の維持	・柵・塀などの汚染・退色などに対しては、定期的に塗装など修繕を行い、美観の維持・景観の向上に努めること。
	生垣	・歩行者空間を魅力ある空間とするため、生垣などによる緑化に配慮すること。
植栽等	既存樹木の保全	・敷地内の既存樹木は、極力保全し、修景に活かすよう配慮すること。
	敷地内の緑化	・敷地内のオープンスペースや建築物の前面などの緑化に努め、側面部分でも植栽が可能な箇所については緑化に配慮し、うるおいのある景観の形成に努めること。

(3) 太陽光発電設備

市全域における太陽光発電設備の建設に係わる良好な景観形成のための指針を次のとおり定めます。

① 位置

項目		指針内容
配置	眺望	・富士山の眺望を阻害しないような配置に努めること。
	後退・近隣への配慮	・周辺の景観に影響のあるものは敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景すること。 ・近隣への反射等の影響に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めること。

② 外観

項目		指針内容
形態	高さ、形状の周辺景観との調和	・高さは、富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しないものとする。 ・最頂部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。
色彩	高彩度色の排除	・太陽電池モジュール（パネル）の色彩は、黒色又は濃紺色もしくは低彩度・低明度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用すること。 ・太陽電池モジュール（パネル）のフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努めること。
	美観の維持	・定期的に清掃・補修し、美観の維持、景観の向上に努めること。

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

「2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」に基づき、市全域における、建築物の建築及び工作物の建設に係わる良好な景観形成のための行為の制限を、次のとおり定めます。

1) 届出対象行為

建築物・工作物の届出対象行為は、次のとおりとします。

対象区域	届出対象行為
用途地域が指定されている区域	ア. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の1/5以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが15m以上、又は延べ床面積が1,000㎡以上のもの。 イ. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の1/5以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが15m以上のもの。
用途地域が指定されていない区域	ア. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の1/5以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが10m以上、又は延べ床面積が1,000㎡以上のもの。 イ. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の1/5以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが10m以上（電波塔、送電用鉄塔その他これらに類する物件については高さ15m以上）のもの。
市全域	太陽光発電設備の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが15m以上（用途地域が指定されていない区域にあっては高さ10m以上）のもの、又は太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が1,000㎡以上のもの。

※建築物：建築基準法第2条第1号に規定するもの

※工作物：次に掲げるもの

- (1) 垣、柵、擁壁その他これらに類する物件
- (2) 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類する物件
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類する物件
- (4) 記念塔その他これらに類する物件
- (5) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類する物件
- (6) 電波塔、送電用鉄塔その他これらに類する物件
- (7) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類する物件
- (8) 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する物件
- (9) 展望台、コースター、観覧車その他これらに類する物件
- (10) 前各号に定めるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

※工作物が建築物の上に設置される場合は、建築物を含めた高さとする。

2) 行為の制限

(1) 建築物・工作物((2) に示す煙突、排気塔その他これらに類するものを除く)

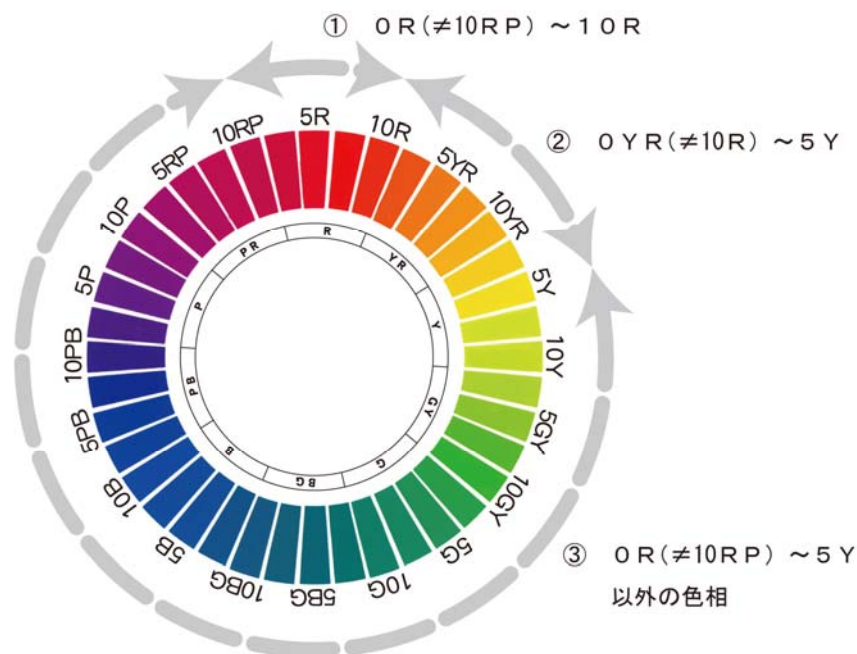
富士山の眺望に配慮し、富士山を背景とした良好なまち並み景観を形成するため、外観の色彩について、次の制限を行います。

なお、届出対象行為については、色彩基準により制限を行うとともに、景観形成の指針を踏まえ、協議・指導を行います。

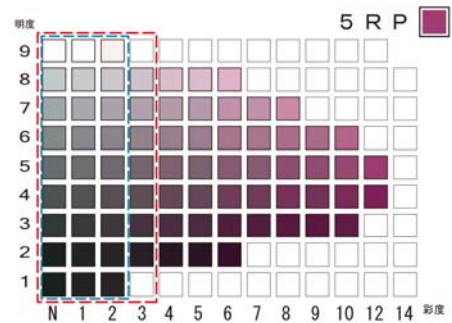
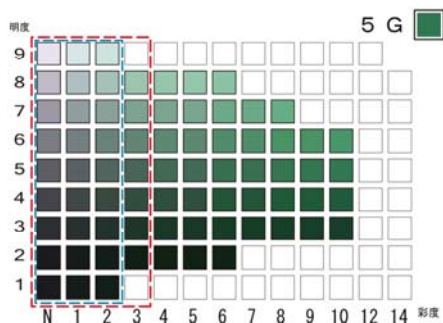
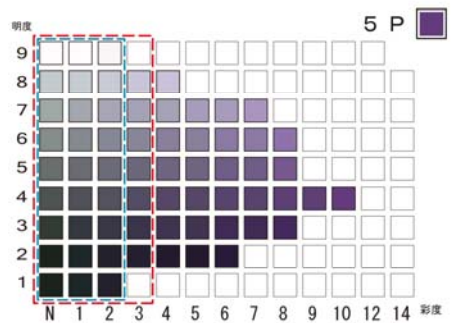
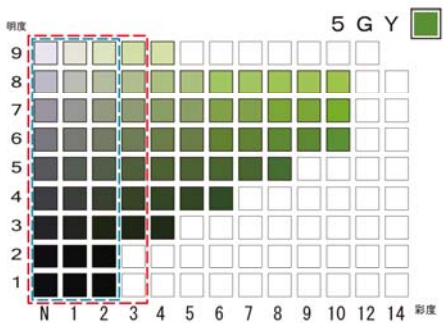
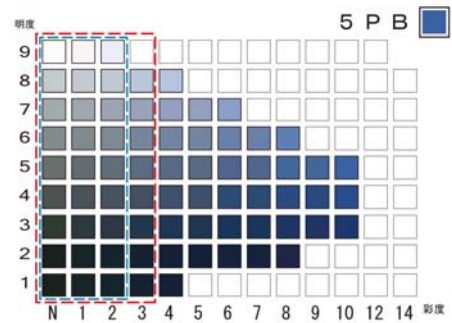
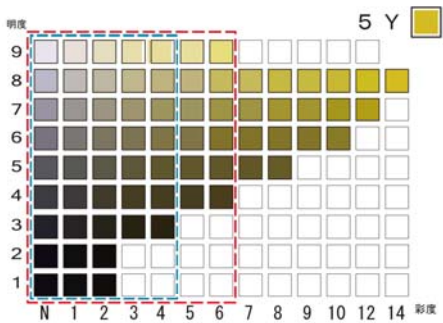
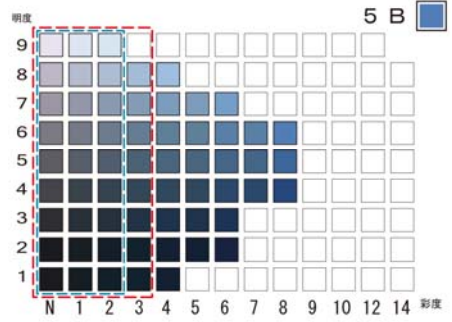
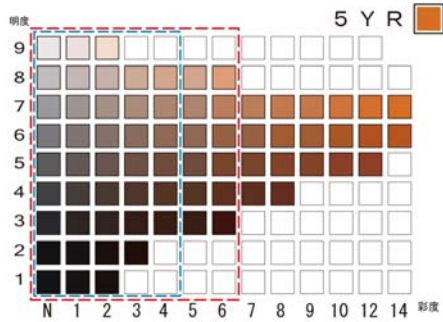
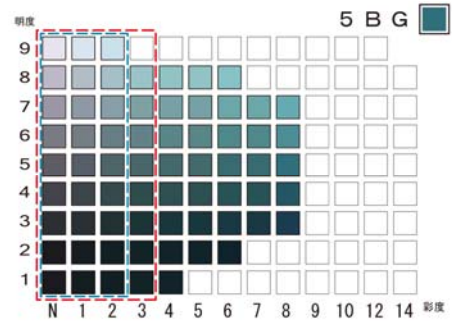
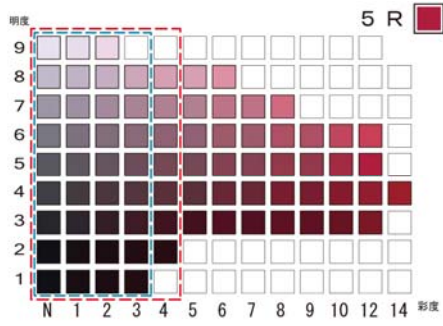
項目	制限内容
色彩基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び工作物の外観の色彩基準の数値は、日本工業規格 Z8721 [色の表示方法—三属性による表示] (以下、マンセル値と呼ぶ。) に基づき、次のとおりとする。 ・ただし、着色していない木材、ガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、または建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色については、この限りではない。
用途地域が指定されている区域	<ul style="list-style-type: none"> ① 0R (≠10RP) ~10R 彩度4以下とする。 ② 0YR (≠10R) ~5Y 彩度6以下とする。 ③ 上記以外の色相 彩度3以下とする。
用途地域が指定されていない区域	<ul style="list-style-type: none"> ① 0R (≠10RP) ~10R 彩度3以下とする。 ② 0YR (≠10R) ~5Y 彩度4以下とする。 ③ 上記以外の色相 彩度2以下とする。

《色彩基準解説》

■色相の範囲 (用途地域、用途地域外共通)



■彩度の範囲



用途地域

用途地域外

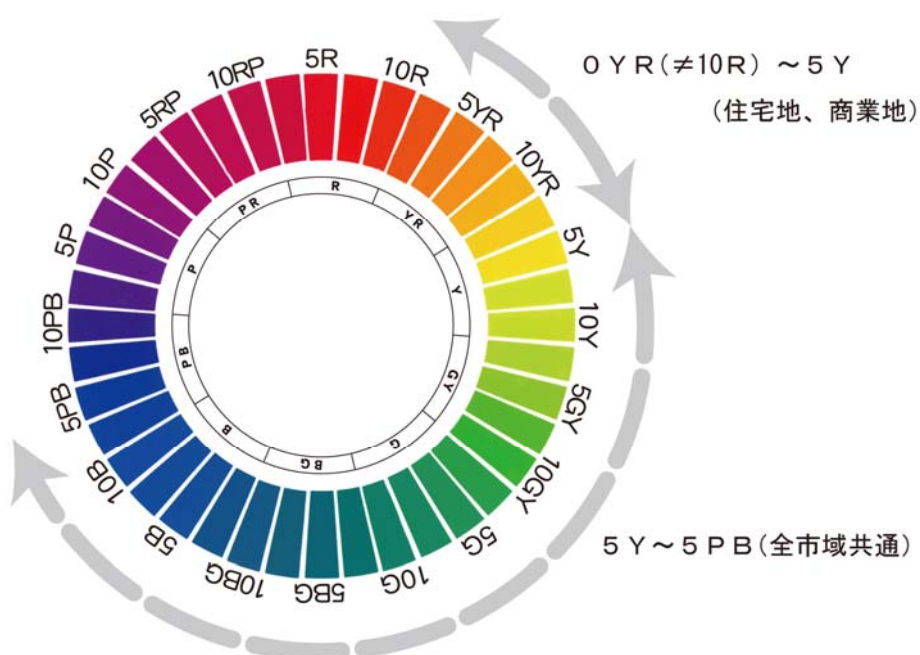
(2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの

富士市の特徴である富士山を背景とする工場群の煙突景観を、富士山及び市街地景観と調和した色彩としていくため、煙突などの新設及び塗り替えにあたっては、その色彩について、次の制限を行います。

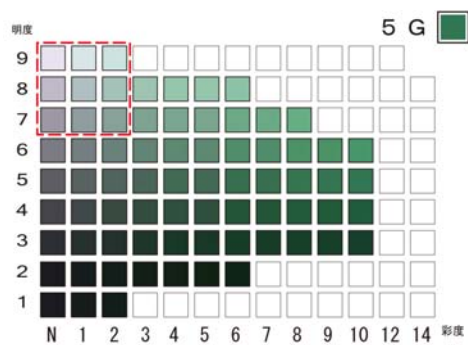
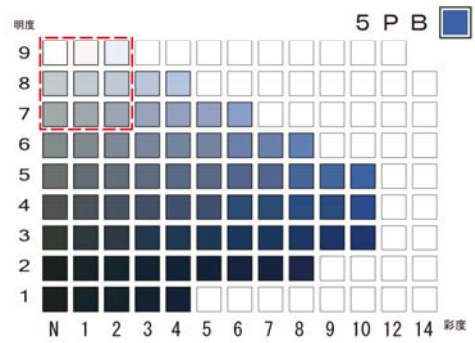
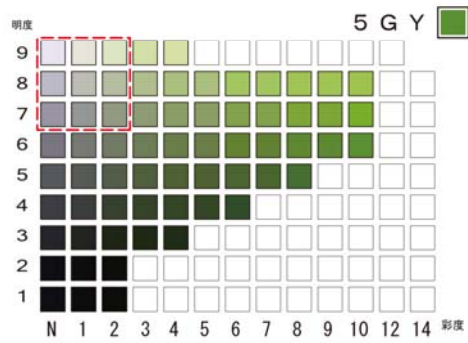
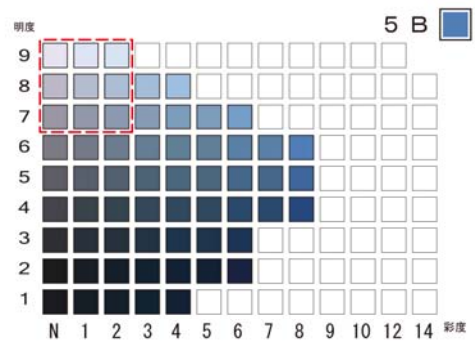
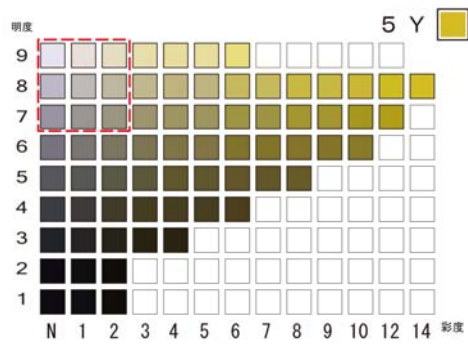
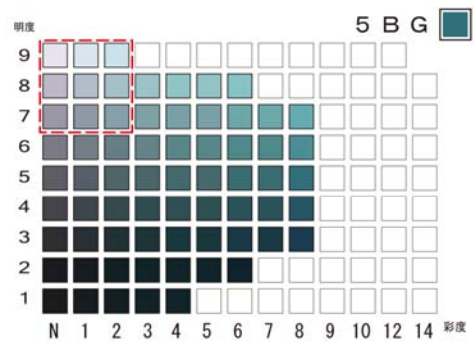
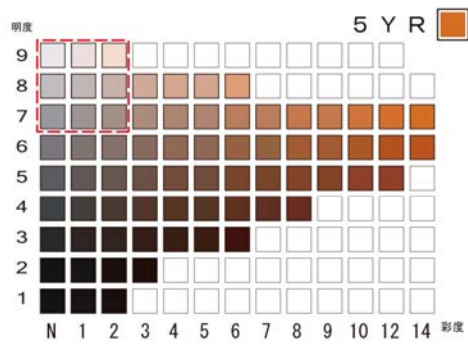
項目	制限内容
色彩基準	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、排気塔その他これらに類するものの外観の色彩基準の数値は、マンセル値に基づき、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 色相は5 Y～5 P B、もしくは無彩色とする。 住宅地及び商業地エリアに立地する場合は、上記に加え、0 Y R (≠10R) ～5 Yの色相も認める。 ② 明度は7以上とする。 ③ 彩度は2以下とする。 ④ 工場地色彩ガイドラインを参考にカラーデザインすること。 ・ただし、航空法により昼間障害標識を設置しなければならない物件(国土交通大臣が昼間障害標識を設置する必要があると認めたもの及び高光度航空障害灯または中光度白色航空障害灯を設置するものを除く)、または市長が良好な都市景観を害する恐れがないと認めた場合においては、この限りではない。

《色彩基準解説》

■色相の範囲



■ 明度・彩度の範囲：明度 7 以上、彩度 2 以下



※ 5 Y R は住宅地・商業地
それ以外は、全市域共通

(3) 太陽光発電設備

富士山の眺望に配慮し、富士山を背景とした良好なまち並み景観を形成するため、太陽光発電設備の色彩について、次の制限を行います。

項 目	制限内容
色彩基準	・太陽電池モジュール（パネル）の色彩は、黒色又は濃紺色もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。

4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第3号関係)

法第19条第1項の景観重要建造物又は第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針を、次のとおり定めます。

1) 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

- ① 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する建造物
- ② 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある建造物
- ③ 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物

2) 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

- ① 樹高や樹形が、市域及び地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木
- ② 街角やアイストップに位置するなど、市域及び地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木
- ③ 市域及び地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木

5 屋外広告物の表示及び屋外広告者を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項として、次のとおり方針を定めます。

1) 屋外広告物の景観誘導に関する基本方針

景観計画区域における良好な景観形成に関する方針に基づき、屋外広告物の景観誘導を図るため、規制の区域や許可基準などを検討した上で、富士市屋外広告物条例を定め、制限・誘導を行っていきます。

2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する方針

市全域及び特定の地区における、広告物などの位置、形状、色彩、意匠などは、以下を基本とします。

対象地	内容
①市全域	<ul style="list-style-type: none">・周囲の景観と調和し、良好な景観の形成に配慮した色彩、形状、意匠、規模とする。・規制地域外の区域については、必要に応じ、規制地域への追加を検討する。
②中央公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none">・富士市の中心市街地であるこの地区は、市を代表する市街地景観の形成を図るため、富士市役所周辺地区計画及び富士中部地区計画に定める広告物の形態・意匠などの制限内容に即し、屋外広告物の制限、誘導を行う。
③新富士駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none">・富士市の玄関口にふさわしいまち並みを形成するため、屋外広告物は周囲の景観に調和した色調、形状、意匠、規模とする。・新富士駅南地区は、地区計画に基づき屋外広告物の設置を制限する。
④富士見台住宅団地地区	<ul style="list-style-type: none">・緑豊かな落ち着いたゆとりのある住宅地を形成するため、屋外広告物は周囲の景観に調和した色彩、意匠、規模とする。・地区計画に基づき屋外広告物の設置を制限する。
⑤第二東名IC周辺地区	<ul style="list-style-type: none">・富士市の新たな入口として良好な景観形成を図るため、周囲の景観と調和を図るよう、屋外広告物の色彩、意匠、規模を制限する。
⑥富士山フロント工業団地	<ul style="list-style-type: none">・富士山の眺望景観に配慮し、屋上部への屋外広告物の設置を制限する。・緑豊かな美しい工業団地とするため、周囲の景観と調和を図るよう、屋外広告物の色彩、意匠、規模を制限する。
⑦富士駅前地区	<ul style="list-style-type: none">・富士市の顔となる駅前市街地景観を形成するため、屋外広告物は良好な景観の形成に配慮した形状、意匠、規模とする。・高彩度色の広範囲での使用を避け、にぎわいの中にも落ち着いた感じられる色彩とする。

6 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第4号口関係)

1) 景観重要公共施設の指定に関する方針

道路・河川・公園・海岸・港湾等公共施設のうち、以下に該当する公共施設については、当該公共施設の管理者等と協議し、その同意を得た上で、景観重要公共施設に指定します。

- ①本市のシンボリックな存在で、市民に親しまれている公共施設であり、その整備・改修などにおいて、景観面での配慮が必要なもの
- ②今後整備を行う公共施設で、地域の良好な景観の形成に重要なもの

2) 景観重要公共施設の名称等

次に掲げる公共施設を景観重要公共施設に指定します。

(1) 道路

名 称	区 間	延長等	管理者
一級市道臨港富士線 (青葉通り)	国道 139 号錦町交差点～市道田子浦伝法線ロゼンアター前交差点	1. 2 k m 幅員：5 0 m	富士市
一般県道富士公園太郎坊線、 一般県道富士宮富士公園線 (富士山スカイライン)	富士市内の全区間	5. 1 k m	静岡県
一般国道 4 6 9 号	富士市内の全区間	1 1. 0 k m	静岡県
一般県道富士停車場伝法線 一級市道本市場大淵線 (本市場大淵線)	県道富士由比線交差点から市道厚原込野 16 号線交差点までの都市計画道路本市場大淵線の区域における道路の指定区間	区域の延長 5. 4 k m	静岡県・富士市

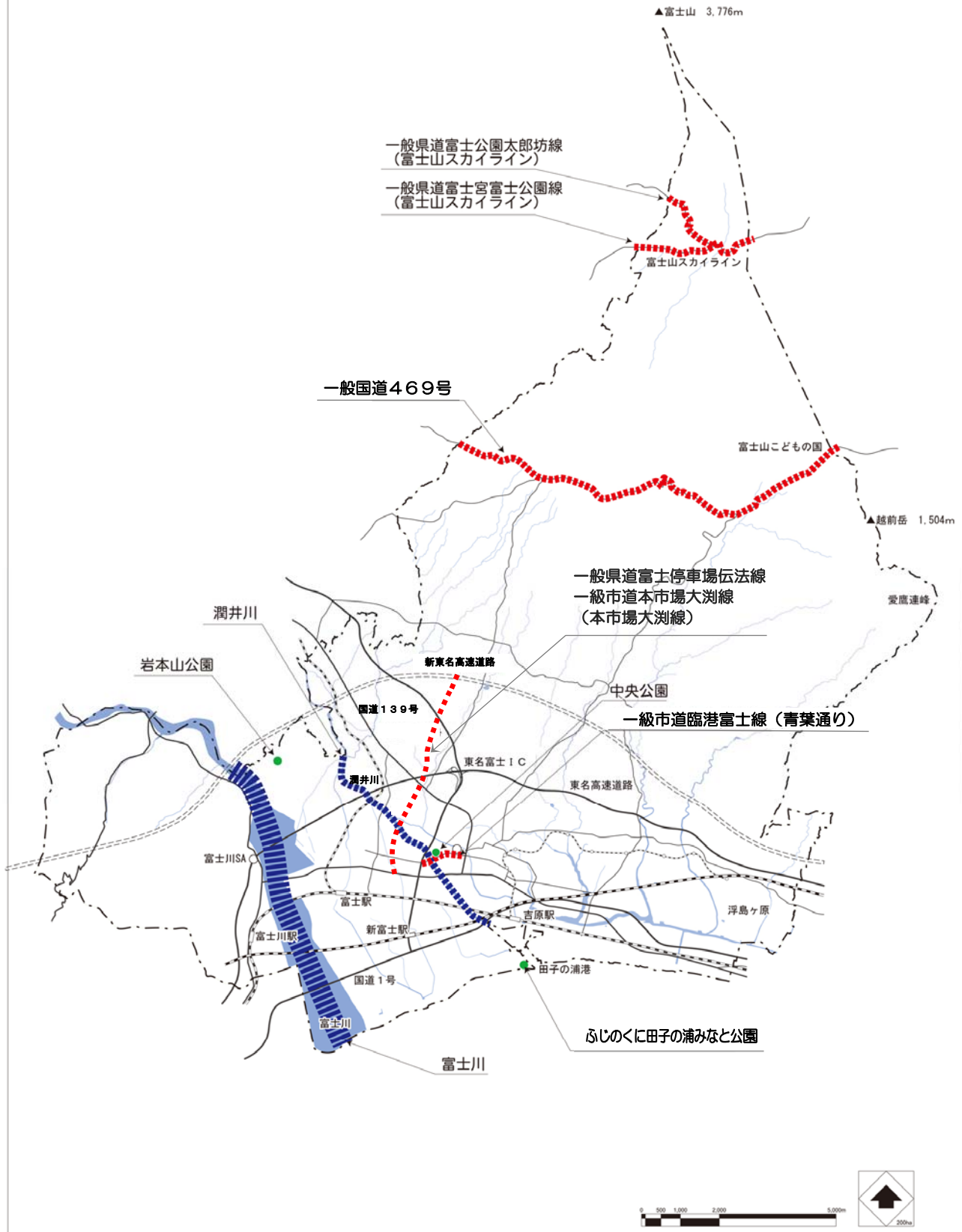
(2) 公園

名 称	面 積	管理者
中央公園	6. 3 h a	富士市
岩本山公園	1 3. 2 h a	富士市
ふじのくに田子の浦みなと公園	7. 6 h a	静岡県

(3) 河川

名 称	区 間	延 長	管理者
一級河川富士川	新東名高速道路富士川橋～河口	7. 5 k m	国
一級河川潤井川	龍巖橋～河口	6. 0 k m	静岡県

■ 景観重要公共施設位置図



3) 景観重要公共施設の概要

景観重要公共施設の概要は次のとおりです。

(1) 道路

一級市道臨港富士線（青葉通り）

青葉通りの愛称で市民に親しまれているこの路線には、市役所や中央公園、ロゼシアターなどが面しています。この周辺は、富士市役所周辺地区計画、富士中部地区計画により良好な景観の形成に努めています。ゆとりある幅員の当該区間は、電線が地中化され、市民の木である大きな「クスノキ」が、うるおいある景観を創出しています。「ロゼシアター」とその周辺は、富士山の眺望にも配慮した統一的なデザインの整備が評価され、平成5年の静岡県都市景観賞において最優秀賞を受賞しています。また、潤井川大橋も、昭和63年の同賞において優秀賞に輝くなど、本市のシンボルとなっている路線です。



一般県道富士公園太郎坊線、一般県道富士宮富士公園線（富士山スカイライン）

富士山スカイラインの愛称で知られ、富士山の富士宮口新五合目に通じるこの路線は、国内最高峰の山頂を目指す登山者をはじめ、多くの観光客などに利用されています。沿道にはさまざまな樹木が生い茂り、四季折々の自然を楽しむことができます。登山区間との分岐点は、標高が1,460mあり、二合目にあたります。



一般国道469号

富士山麓を環状に結ぶ、国道469号及び138号、139号は、富士山に見える道風景、富士山を巡る道風景を守り・創り・伝えていく「環（ぐるり）・富士山風景街道」の取組が推進されています。家族連れに人気のある広大な富士山こどもの国付近などでは、素晴らしい富士山や越前岳の眺望を楽しめます。



一般県道富士停車場伝法線・一級市道本市場大淵線（本市場大淵線）

本市場大淵線は、富士中部地区計画内では完成しており、潤井川以北は現在静岡県と富士市にて整備中です。完成すれば、富士市の中心部と新東名新富士インターチェンジを結ぶ、新しい骨格を形成する道路となります。富士山を正面に望み伸びている道路は、富士山を見せる軸となり、本市のシンボル道路としての位置付けとなります。今後、整備の進捗にあわせ、指定箇所を延長します。



(2) 公園

中央公園

中心市街地のオアシス空間として、市民に親しまれている公園です。「富士を映す緑と水の市民公園」をテーマに四季の季節を配慮した植栽、大芝生広場、水のモニュメント、多目的広場など緑と水辺、市民の文化活動、市民の健康づくり、そして自然の美に親しむ市民の憩いの場を創出した、市を象徴する公園です。市民の花「バラ」が咲き誇るバラ花壇は、多くのバラ愛好家が訪れる交流の場となっています。静岡県都市景観賞優秀賞も二度受賞しています。

(平成元年：中央公園、平成18年：富士ばら会の活動)



岩本山公園

標高193mの岩本山の頂上を中心に整備されたこの公園は、梅や桜、カエデの紅葉などが四季折々の美しい自然の姿を演出します。特に、梅の開花時期には多くのカメラマンが訪れにぎわいます。また、園内3ヶ所に設置された展望台からは、富士山をはじめ駿河湾から南アルプスまですばらしい眺望が楽しめ、夜景の絶景ポイントとしても有名です。富士市の観光ビュースポットとして世代を超えて支持されており、景観計画策定にあたり行った市民アンケートにおいても、今後も残したい富士市の美しい景観の、第二位でした。(第一位は富士山)



ふじのくに田子の浦みなと公園

田子の浦港西側の富士海岸に整備されているこの公園では、富士山や田子の浦港、伊豆半島、延々と続く松林など素晴らしい眺望が得られます。園内には展望の丘や、芝生広場、砂広場、アスレチック遊具、駐車場などが整備されており、駿河湾が目の前に広がる富士市の新たな憩いの場として、幅広い世代の利用が期待されています。



(3) 河川

一級河川富士川

山梨・長野県境の南アルプス鋸岳付近に源を発する、全長128 km、流域面積 3,990 km²の富士川は、日本三大急流の一つに数えられている大河です。江戸時代初期までは洪水が多発していましたが、古郡氏親子3代によって50年余りの年月をかけて1674年に2.7 kmに及ぶ雁堤が造られました。幅約2,000mに及ぶ河口部には、多列砂州をはじめ、干潟、湿地等多様な自然環境が見られ、貴重な動植物等が生息しています。河川敷には広大な富士川緑地が整備されており、各種スポーツ大会が開催されるなど、交流・憩いの場となっています。富士山の眺望も素晴らしく、新幹線富士川橋周辺などから望む富士山の景観は、写真家を始め市内外の人に広く愛されています。



一級河川潤井川

湧水河川が流れ込む潤井川は、市の中心部をうるおし田子の浦港へ注ぐ、水量豊かな清流です。龍巖橋から見る龍巖淵では、龍の姿をイメージするような特徴ある岩肌が見られます。滝戸橋付近は、清流と桜と富士山を眺める眺望点となっています。景観に配慮した管理道の整備も進められており、中央公園周辺などは、散歩道として多くの市民に親しまれています。



4) 景観重要公共施設の整備に関する方針

次に掲げる景観重要公共施設については、良好な景観を形成するため、整備を行う際には次の事項に取り組むものとします。

なお、必要な機能や施工性、経済性、緊急性、環境等について、総合的に検討した上で設計・施工を行います。

(1) 道路

対 象	整備に関する方針
一級市道臨港富士線 (青葉通り)	<ul style="list-style-type: none"> ・富士市のシンボル道路として、快適でうるおいある道路空間の創出に努める。 ・街路樹の適切な自然整形仕立を保持するとともに、沿線事業者との協働により、美化清掃など適切な維持管理を推進し、市役所や中央公園、ロゼシアターなど隣接する公共施設等と調和した良好な景観の形成に努める。
一般県道富士公園太郎坊線、 一般県道富士宮富士公園線 (富士山スカイライン)	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国を代表する景観である富士山の自然景観と調和した美しい道路景観を創出・保全するため、防護柵等の整備については周囲の環境に調和する形態・意匠とし、色彩はダークブラウンとすることを基本とする。 ・道路の草刈など適切な維持管理を推進し、美しい景観の維持に努める。
一般国道 469 号	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等の整備については緑豊かな周囲の環境に調和する形態・意匠とし、色彩はダークブラウンとすることを基本とする。 ・法面は周囲の自然環境と調和した構造・形態とし、緑化に努める。 ・道路の草刈など適切な維持管理を推進し、美しい景観の維持に努める。
一般県道富士停車場伝法線 一級市道本市場大淵線 (本市場大淵線)	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山を正面に望む道路として、快適でうるおいのある道路空間の創出に努める。 ・電柱、変圧塔、広告塔の柱脚、バス停上屋、公衆電話所、その他これらに類する占用物の配置は、富士山への眺望を阻害しないように配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避け、色彩はダークブラウンとすることを基本とする。 ・防護柵等は富士山の景観に調和する形態・意匠とし、色彩はダークブラウンとすることを基本とする。

※防護柵等とは、道路付属物である防護柵、照明灯柱、標識柱などを示す。

※ダークブラウン色はマンセル値 10Y R 2 / 1 程度とする。

※色彩については、静岡県が策定した「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」との整合を図り、路線としての連続性と統一性に配慮する。

(2) 公園

対 象	整備に関する方針
中央公園	<ul style="list-style-type: none"> ・潤井川、青葉通り、ロゼシアターなど隣接する公共施設等と調和した良好な景観の形成に努める。 ・公園内の整備等は、富士山の眺望に配慮した整備に努める。
岩本山公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の整備等は、富士山などの眺望と、富士山を借景とした梅、桜など富士山眺望及び花の名所として来訪者に親しまれるよう努める。
ふじのくに田子の浦みなど公園	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山と田子の浦港をはじめ、愛鷹山、伊豆半島、駿河湾などの360度の眺望を活かした整備に努める。 ・周辺松林と調和した良好な海辺景観の創出に努める。 ・幅広い世代が様々な目的に利用できる交流拠点にふさわしい施設整備に努める。

(3) 河川

対 象	整備に関する方針
一級河川富士川	<p data-bbox="644 1021 1423 1093">「富士川水系河川整備計画」等に基づき、富士川の優れた景観に配慮した整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全に努める。 ・管理施設等の整備を行う際には、周囲の景観と調和した色彩とすることを基本とする。 ・富士川緑地や雁公園及び雁緑地の整備を行う際には、自然景観との調和を図るとともに、富士山をはじめとする良好な眺望景観を活かすよう配慮するものとする。
一級河川潤井川	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防上の遊歩道や、休憩施設・花壇などの修景施設を整備し、憩いの場・交流の場として親しまれる河川空間の創造に努める。 ・防護柵等の整備については周囲の景観と調和した色彩とすることを基本とする。